

令和7年10月15日
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（8営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
香川	高松南	8両× 9日 1両× 12日	愛媛	伊予長浜	1両× 41日 1両× 42日
香川	善通寺	1両× 60日	愛媛	肱 川	1両× 60日
香川	綾 歌	2両× 28日 1両× 29日	愛媛	川 内	1両× 75日 1両× 76日
香川	香 南	1両× 60日	愛媛	久 万	2両× 62日

3. 処 分 日

令和7年10月15日（水）

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL：087-802-6774